

No.	案件名称	契約の種類	主管局	契約の相手方	契約金額 (円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
1	料金収納機(小田原機器製) 概算修繕	産業用機器	交通局	新和商事(株)	4,573,695	平成23年4月1日	—	契約の性質または目的による場合	
2	免税軽油(港湾局1)第1四半期買入(単価契約)	石油類	港湾局	港石油(株)	98,700	平成23年4月1日	—	その他	
3	6号線 列車無線移動局装置 製造	自転車・雑車	交通局	東芝特機電子(株)	8,400,000	平成23年4月1日	—	契約の性質または目的による場合	
4	マンガクロッシング5点 買入	金属類	交通局	大同興業(株)	21,594,295	平成23年4月1日	—	契約の性質または目的による場合	
5	共通汎用機組織一式 借入	情報処理用機器	総務局	(株)日立製作所	271,194,840	平成23年4月1日	適用	契約の性質または目的による場合	
6	大阪市ホームページ基盤システム用サーバ機及び周辺装置借入(再リース)	情報処理用機器	総務局	富士通リース(株)	4,381,398	平成23年4月1日	—	その他	
7	文書管理システム用サーバ機及び周辺装置一式 借入(再リース)	情報処理用機器	総務局	NECキャピタルソリューション(株)	23,776,200	平成23年4月1日	—	契約の性質または目的による場合	
8	住民基本台帳等事務システム機器用共通ソフトウェア 一式 借入	情報処理用機器	市民局	(株)日立製作所	16,140,096	平成23年4月1日	—	契約の性質または目的による場合	
9	税務事務システム用サーバ機器及び端末機器用ソフトウェア 一式 借入	情報処理用機器	財政局税務部	(株)日立製作所	66,967,740	平成23年4月1日	適用	契約の性質または目的による場合	
10	大阪市電子調達システム機器一式 借入	情報処理用機器	契約管財局	NECキャピタルソリューション(株)	4,624,200	平成23年4月1日	—	契約の性質または目的による場合	
11	市有地活用支援システム用 大阪市内地図データ 一式借入	情報処理用機器	契約管財局	(財)大阪市都市工学情報センター	2,764,440	平成23年4月1日	—	その他	
12	介護保険システム用サーバ機及び周辺装置一式 借入(再リース)	情報処理用機器	健康福祉局	日立キャピタル(株)	36,158,535	平成23年4月1日	適用	契約の性質または目的による場合	
13	港湾業務情報システム(財務管理システム)(準公営企業財務会計システム)用機器の共通ソフトウェア 一式 借入	情報処理用機器	港湾局	(株)日立製作所	1,682,352	平成23年4月1日	—	契約の性質または目的による場合	
14	準公営企業財務会計システム用システムソフトウェア 一式 借入	情報処理用機器	建設局	(株)日立製作所	1,622,880	平成23年4月1日	—	契約の性質または目的による場合	
15	平成23年度2500分の1精度地図データ 借入	情報処理用機器	消防局	(株)ゼンリン	14,607,180	平成23年4月1日	—	契約の性質または目的による場合	
16	平成23年度1万分の1精度地図データ外2点 借入	情報処理用機器	消防局	(株)昭文社	2,520,000	平成23年4月1日	—	契約の性質または目的による場合	
17	航空気象情報支援機器一式 借入	情報処理用機器	消防局	(株)ウェザーニューズ	3,276,000	平成23年4月1日	—	契約の性質または目的による場合	
18	営業所オンラインシステム用汎用機及びその他周辺機器 借入(再リース)	情報処理用機器	水道局	日立キャピタル(株)	73,439,793	平成23年4月1日	適用	契約の性質または目的による場合	
19	券売機 借入(再リース)	その他賃貸	ゆとりとみどり振興局	東京センチュリーリース(株)	2,526,300	平成23年4月1日	—	契約の性質または目的による場合	
20	業務系及び庁内情報ネットワーク用電子計算機組織 一式 借入	情報処理用機器	総務局	(株)日立製作所	334,565,758	平成23年4月1日	適用	契約の性質または目的による場合	
21	ガステーブルコンロ外1点 買入(緊急)	家庭用電気機器	交通局	上新電機(株)	4,426,978	平成23年4月1日	—	緊急の必要による場合	
22	高速電気軌道第2号線 新造車両(30000系)誘導無線移動局装置製造	船舶・航空機・鉄道	交通局	(株)日立国際電気	41,567,400	平成23年5月10日	—	契約の性質または目的による場合	
23	炉用部品(平野工場) 買入	産業用機器	環境局	JFEエンジニアリング(株)	13,650,000	平成23年5月11日	—	契約の性質または目的による場合	
24	低速回転式せん断破砕機用油圧ポンプ(舞洲工場) 買入	産業用機器	環境局	日立造船(株)	14,558,250	平成23年5月16日	—	契約の性質または目的による場合	
25	全自動マイクロプレートEIA分析装置 買入	理化学機器	健康福祉局	アルフレッサ(株)	9,397,500	平成23年5月16日	—	契約の性質または目的による場合	
26	台車装置部品-1(内シリンダ 外12点) 買入	船舶・航空機・鉄道	交通局	サンコー油機(株)	3,468,675	平成23年5月16日	—	契約の性質または目的による場合	
27	台車装置部品-2(オイルシール 外16点) 買入	船舶・航空機・鉄道	交通局	サンコー油機(株)	2,722,912	平成23年5月16日	—	契約の性質または目的による場合	
28	高速車両用 軸箱軸受キャップ 買入	船舶・航空機・鉄道	交通局	住友商事(株)	33,977,160	平成23年5月23日	—	契約の性質または目的による場合	
29	高速電気軌道第2号線 新造車両(30000系)台車製造	船舶・航空機・鉄道	交通局	住友金属工業(株)	762,300,000	平成23年5月23日	—	契約の性質または目的による場合	
30	高速電気軌道第2号線 新造車両(30000系)連結器製造	船舶・航空機・鉄道	交通局	住友金属工業(株)	86,100,000	平成23年5月23日	—	契約の性質または目的による場合	
31	オイルシール-1(オイルシール 外1点) 買入	船舶・航空機・鉄道	交通局	粟井鋼商事(株)	2,734,200	平成23年5月26日	—	契約の性質または目的による場合	
32	オイルシール A仕様 買入	船舶・航空機・鉄道	交通局	マルカキカイ(株)	2,805,600	平成23年5月26日	—	契約の性質または目的による場合	
33	高速車両(66系)ATSパターン変更に伴う自動列車制御装置改造	船舶・航空機・鉄道	交通局	(株)カナデン	6,511,050	平成23年5月31日	—	契約の性質または目的による場合	
34	空気制動装置部品-2(制動筒パッキンカップ 外47点) 買入	船舶・航空機・鉄道	交通局	(株)カナデン	12,528,558	平成23年5月31日	—	契約の性質または目的による場合	
35	空気制動装置部品-1(EP弁 27ベロフラム 外5点) 買入	船舶・航空機・鉄道	交通局	(株)カナデン	4,622,992	平成23年5月31日	—	契約の性質または目的による場合	
36	高速電気軌道第2号線 新造車両(30000系)集電装置 製造	船舶・航空機・鉄道	交通局	(株)東芝	124,992,000	平成23年5月31日	—	契約の性質または目的による場合	
37	カーボンブラシ類-1(接地ブラシ 外4点) 買入	船舶・航空機・鉄道	交通局	東海カーボン(株)	12,701,745	平成23年6月2日	—	契約の性質または目的による場合	
38	オートクレープ槽 外17点 買入	理化学機器	建設局	(株)ジェイ・サイエンス関西	4,641,000	平成23年6月13日	—	契約の性質または目的による場合	
39	戸閉装置部品-2(DP45DS DE緩衝ゴム 外7点) 買入	船舶・航空機・鉄道	交通局	ナブテスコ(株)	3,830,715	平成23年6月14日	—	契約の性質または目的による場合	
40	戸閉装置部品-3(DPV-40BU-H1 DE 外14点) 買入	船舶・航空機・鉄道	交通局	ナブテスコ(株)	9,171,865	平成23年6月14日	—	契約の性質または目的による場合	

No.	案件名称	契約の種類	主管局	契約の相手方	契約金額 (円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
41	可動枠(森之宮工場) 外9点 買入	産業用機器	環境局	(株) タクマ	7,969,500	平成23年6月15日	—	契約の性質または目的による場合	
42	電力使用料金表示システム 買入	理化学機器	環境局	中国計器工業(株)	3,307,500	平成23年6月15日	—	契約の性質または目的による場合	
43	70T フィルタコンデンサ 買入	船舶・航空機・鉄道	交通局	(株) カナデン	2,268,000	平成23年6月16日	—	契約の性質または目的による場合	
44	放送装置部品(放送増幅器外7点) 買入	船舶・航空機・鉄道	交通局	八幡電気産業(株)	17,151,330	平成23年6月16日	—	契約の性質または目的による場合	
45	3/4締切コック取付ガスケット 外33点 買入	船舶・航空機・鉄道	交通局	(株) カナデン	13,073,203	平成23年6月17日	—	契約の性質または目的による場合	
46	ラインデリア外1点 買入	船舶・航空機・鉄道	交通局	(株) カナデン	13,755,000	平成23年6月17日	—	契約の性質または目的による場合	
47	EP弁 27ベロフラム 外6点 買入	船舶・航空機・鉄道	交通局	(株) カナデン	6,276,469	平成23年6月17日	—	契約の性質または目的による場合	
48	ゲートアンプ用コンデンサ 買入	船舶・航空機・鉄道	交通局	(株) カナデン	4,630,500	平成23年6月17日	—	契約の性質または目的による場合	
49	はしご車分解整備	自動車修理	消防局	(株) モリタテクノス	19,078,500	平成23年6月21日	—	契約の性質または目的による場合	
50	ガータ 外11点 買入	船舶・航空機・鉄道	交通局	日東絶縁(株)	2,758,245	平成23年6月21日	—	契約の性質または目的による場合	
51	Oリング P3 外82点 買入	船舶・航空機・鉄道	交通局	(株) 三盛商会	2,386,835	平成23年6月21日	—	契約の性質または目的による場合	
52	光源 外20点 買入	理化学機器	建設局	(株) マコト電気	2,835,000	平成23年6月22日	—	契約の性質または目的による場合	
53	接地ブラシ 外3点 買入	船舶・航空機・鉄道	交通局	東海カーボン(株)	20,147,400	平成23年6月22日	—	契約の性質または目的による場合	
54	合成制輪子(8) 買入	船舶・航空機・鉄道	交通局	上田ブレーキ(株)	2,205,000	平成23年6月23日	—	契約の性質または目的による場合	
55	7号線 誘導無線移動局装置 製造	船舶・航空機・鉄道	交通局	(株) 日立国際電気	28,665,000	平成23年6月27日	—	契約の性質または目的による場合	
56	誘導無線移動局装置 製造	船舶・航空機・鉄道	交通局	(株) 日立国際電気	15,183,000	平成23年6月27日	—	契約の性質または目的による場合	
57	混練機用パドル外2点(住之江工場) 買入	産業用機器	環境局	(株) タクマ	7,717,500	平成23年6月30日		契約の性質または目的による場合	
58	高速電気軌道第5号線PTC装置 修繕	通信用機器	交通局	大同信号(株)	12,075,000	平成23年6月30日	—	契約の性質または目的による場合	
59	柴島浄水場外2か所 水質計器修繕(その1)	理化学機器	水道局	セントラル科学(株)	5,250,000	平成23年6月30日	—	契約の性質または目的による場合	

随意契約理由書

1 案件名称

料金収納機（小田原機器製）概算修繕

2 契約の相手方

新和商事株式会社

3 随意契約理由

料金収納機は、ワンマン機器の一つで、乗車料金を現金、IC・磁気カード及び紙券類から収受し、データと共に金庫内に蓄積することができる営業機器であります。

当局のバスに搭載されている料金収納機は、株式会社小田原機器製であり、株式会社小田原機器が独自の技術で設計・製作しており、機器の構造・動作原理・制御プログラム等の仕様については企業秘密とされています。このため、装置が正常に機能するための性能保証上、同社から仕様の開示を受けている契約代理店以外は修理を行うことが出来ません。

上記業者は関西圏内における株式会社小田原機器の指定する唯一の代理店であるため、上記業者と契約する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局自動車部整備課

(電話番号06-6585-6467)

随意契約理由書

平成23年2月16日

契約管財局長 様

港湾局長

次のとおり随意契約をお願いします。

1 案件名称

免税軽油（港湾局1）第1四半期買入（単価契約）

2 契約の相手方

港石油株式会社

3 随意契約理由

当局で保有する船舶のうち、広報船「夢咲」、渡船「松丸」「第2松丸（予備船）」については、燃料として軽油を使用しており、給油船又はドラム積載船による給油を給油の条件としているところである。このため、当案件の履行には軽油の給油船又はドラム積載船が必要になるが、ドラム缶での給油は時間がかかるため、実際の取扱はない。

よって、給油船により給油を行うものであるが、軽油専用の給油船を保有している業者は港石油（株）のみである。

以上の理由により、当局が保有する広報船「夢咲」、渡船「松丸」「第2松丸（予備船）」の給油については、軽油の給油船を自社保有する唯一の業者である港石油（株）との特名随意契約を依頼します。

4 根拠法令

地方自治法施工令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

港湾局総務部経営監理担当（調達）

電話番号 06-6615-7716

随意契約理由書

1 案件名称

6号線 列車無線移動局装置 製造

2 契約の相手方

東芝特機電子株式会社

3 随意契約理由

列車無線移動局装置とは、堺筋線車両の乗務員と運転指令所間との通話及び乗務員（運転士・車掌）相互間の通話を行うために車両側に装備された装置である。

また、この装置は、事故時等の緊急時においても使用され、列車を運行させるうえで必要不可欠なものであり、高度な信頼性が要求される重要な装置である。

この列車無線移動局装置は東芝テリー株式会社製であり、両先頭車の列車無線移動局装置間、列車無線移動局装置と既存機器（受信アンテナ等）との配線、取付等について製作メーカー独自の技術で設計・製作されており、構造及び相互の関連機構並びに設計図・製作時のデータ等については、他社には公開しておらず企業秘密とされている。

以上の理由により、東芝テリー株式会社の唯一の代理店である上記業者と契約する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局車両部車両課

(電話番号06-6585-6584)

随意契約理由書

1 案件名称

マンガンクロッシング5点 買入

2 契約の相手方

大同興業 株式会社

3 随意契約理由

鉄道線路において一つの線路を分岐させ、車両の進路を選択する機構を分岐器といい、その中でレールが交わる部分を構成するものをクロッシングという。

今回購入するマンガンクロッシングは高マンガン鋳鋼製品（JIS G 5131）という特殊な製品であり、耐摩耗性・耐食性・じん性に優れており、且つ、亀裂が生じ難いという材質であるため、列車通過時の衝撃が大きい箇所において使用するのに効果的な材料である。

国内では唯一、株式会社大同キャスティング1社だけの製造であり、その関西地区販売会社である大同興業株式会社1社だけの販売となっている。

以上の理由により、大同興業株式会社を特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部工務部保線企画担当

(電話番号06-6585-6517)

随意契約理由書

1 案件名称

共通汎用機組織一式借入

2 契約の相手方

株式会社日立製作所

3 随意契約理由

共通汎用機については、税務事務システムや国民健康保険システム、介護保険システムなどの各システムの共用機として、平成21年4月1日付けで上記業者と特名随意契約を締結し、平成22年1月より借入を開始している。

平成23年度においても、各システムの業務を継続して行うにあたり、相等の機能と性能を有する機器が必要であるが、直接的に用途を満たす他社製品は存在しない。仮に類似機器を導入することになると、他システムも含めた大規模改修が前提となり、機器の環境設定や業務データの移行、動作確認等の作業が生じるため、多大な経費を発生させるとともに、センター全体の安定稼動を損なうことになる。

したがって業務を円滑に進めるためには、上記業者の製品を引き続き借入する必要がある。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号及び政府調達に関する協定第15条第1項(d)

5 担当部署

総務局行政部 IT 統括課 (06-6543-7123)

(様式2)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市ホームページ基盤システム用サーバ機及び周辺装置借入

2 契約の相手方

富士通リース株式会社

3 随意契約理由

現在の大阪市ホームページ基盤システム用サーバ機及び周辺装置については、一般競争入札方式により富士通リース株式会社 関西支店と契約締結のうえ平成16年8月から借入を開始し、5年が経過した平成21年8月からは一部機器を除いて借入契約の延長を行うことにより、機器の性能向上を図るとともに、従来システムの弱点補強を行うことでシステム全体の安定運用を図ってきたところである。

本契約に係る機器（以下「現行機器」という。）については、平成23年3月31日をもって借入期間の満了を迎えるが、平成23年度中においてホームページ基盤の再構築を行うことが決定しており、民間データセンター（iDC）のサービス活用に移行することから、現行機器については、膨大な作業量と多額の費用をかけて機種更新を行うよりも、現時点では継続して使用すべき状況にある。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部 IT 統括課 (06-6543-7123)

7

(様式2)

随意契約理由書

1 案件名称

文書管理システム用サーバ機及び周辺装置一式 借入 (再リース)

2 契約の相手方

NECキャピタルソリューション (株)

3 随意契約理由

文書管理システム用サーバ機及び周辺装置については、平成16年度に調達 (5年リース・単年度更新) を行い、平成16年11月から運用テスト等において利用を開始したものであるが、平成21年10月31日をもって当初契約期間が満了した。

本来であれば、平成21年11月から当該機器を更新するべきであったが、機種更新にあたっては財政面やシステムの安定性等を確保し計画的に実施する必要があるため、平成24年1月に機種更新を行う計画であり、IT改革監にも承認されている。

よって、機種更新を行うまでの期間、現行システムを引き続き稼働させる必要があるが、代替機を別途調達する場合、導入作業・動作確認等に相当の費用と期間が必要となり、既存機器の再リースで機種更新まで対応することが経済的かつ合理的であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号にもとづき、現在契約しているNECキャピタルソリューション株式会社関西支社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部行政課文書グループ (電話番号 06-6208-7433)

随意契約理由書

1 案件名称

統合システム運用管理ソフトウェア一式借入

2 契約の相手方

株式会社 日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

住民基本台帳、印鑑登録及び外国人登録事務等システムについては、平成14年8月5日に再構築を行い稼働したところです。

本市情報化計画においては、各システム間相互のデータ交換の実現等による市民サービスの一層の向上及び行政事務効率化のため、システム構築にあたっての基盤部分の共通化が図られたところです。

このため住民基本台帳等事務システムの開発にあたっては、既に先行して稼働していた「国民健康保険等システム」等との一体的・安定的稼働の確保、相互のデータ交換及び障害に対する迅速かつ統一的な保守等の維持管理の実現が不可欠なため、これらのシステムと共通のソフトウェアを採用する必要がありました。また、今後も上記の要請から当該ソフトウェアを使用する必要があります。

(2) 業者選定理由

当該ソフトウェアについては、製造元であり現供給者である株式会社日立製作所以外からの調達が不可能なため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局 市民部 区政課 (住民情報グループ) (電話番号 06-6208-7339)

随意契約理由書

1 案件名称

税務事務システム用サーバ機器及び端末機用ソフトウェア一式 借入

2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

① 住所辞書ファイル (KUIN)

税務事務システムや国保等システムなどで利用する住所辞書ファイル (郵便番号、住所、住所コード等 (以下、「住所情報」という。)) が格納されているファイル) については、各業務システムにおける機器構成等の環境に応じて個別に調達している。

しかし、本市の業務システム間における住民基本台帳情報等のデータ連携において、統一された住所情報を相互利用する必要があることから、住所辞書ファイルについては製造業者から毎月納品される更新データを基に総務局が管理する共通汎用機システムにおいて、大阪市共通ファイルとして一元的に更新処理を行い、作成された同じ住所辞書ファイルを各業務システム (UNIX、Windows 機器) において利用している状況である。

また、共通汎用機システムにおける住所辞書データの更新については、大阪市独自の要件に合わせたデータ加工 (KUIN 及び KUIN2 の統合) を行っている。

(対象ソフトウェア)

- ・ UNIX 版 KUIN2
- ・ Windows 用 KUIN2
- ・ KUIN データメンテナンス

② 「大阪市明朝」関連のソフトウェア

税務事務システムにおいては、大阪市独自の文字セットである「大阪市明朝」を導入している。「大阪市明朝」は、税務事務システム開発時に大阪市独自の文字セットとして作成されたものであり、この「大阪市明朝」を税務事務システムにおいて、利用するために次のソフトウェアを導入する必要がある。

ア 外字表示機能 (Kanjilink XKP)

外字表示機能 (Kanjilink XKP) は、「Visual Basic」で作成されたオンライン業務画面上での外字表示を実現するソフトウェアであるが、大阪市独自の文字セットである「大阪市明朝」に対応していないため、税務事務システムの保守業者である日立製作所が、ソフトウェア開発業者と調整の上、大阪市個別対応版として「Kanjilink XKP (開発キット機能限定版) 2.2 大阪市個別対応版」を製造させている。これにより税務事務システムにおける「大阪市明朝」フォントの表示を

実現している。

(対象ソフトウェア)

- ・ Kanjilink XKP (開発キット機能限定版) 2.2 大阪市個別対応版
- ・ Kanjilink XKP (開発キット) 2.2 (大阪市個別対応版 環境構築用)

イ 日本語入力ソフト (VJE-Delta)

日本語入力ソフト (VJE-Delta) は、オンライン業務での日本語入力を目的としたソフトウェアであるが、大阪市独自の環境 (Windows XP 及び「大阪市明朝」) に対応していないため、税務事務システムの保守業者である日立製作所が、ソフトウェア開発業者と調整の上、大阪市個別対応版として「VJE-Delta 2.0 for Unicode/XKP 大阪市個別対応版」を製造させている。これにより税務事務システムにおける「大阪市明朝」フォントの入力を実現している。

(対象ソフトウェア)

- ・ VJE-Delta 2.0 for Unicode/XKP 大阪市個別対応版

③ 部門ファイリング帳票システム (Millemasse/Hop)

税務事務システムでは、非常災害等に伴うシステム障害時の証明書発行業務の基礎データの提供等を目的として、部門ファイリング帳票システムを構築しており、その帳票データの検索・表示・印刷において、「Millemasse/Hop」等を導入している。

(対象ソフトウェア)

- ・ Millemasse/Hop 02-03/A 大阪市個別対応版
- ・ 帳票管理システム自動化運用支援機能 01-00

(2) 選定理由

上記製品指定の各ソフトウェアについては、導入しなければ税務事務システムが動作しないこととなるため、税務事務システムを構成するうえで導入する必要があり、上記製品①住所辞書ファイル (KUIN) 及び②「大阪市明朝」関連のソフトウェアは大阪市個別仕様であり、税務事務システムの動作不良時など、ソフトウェア開発業者によるサポート (保守) が困難であることから、ソフトウェア開発業者が日立製作所のみ販売しており、一般には販売しておらず、日立製作所以外の業者からの調達が可能である。

また、上記製品③部門ファイリング帳票システム (Millemasse/Hop) は、データベース管理ソフトである「Access」に対応した製品であり、税務事務システムにおいて導入している「Oracle」については対応していない。そのため、税務事務システムの保守業者である日立製作所がグループ会社を含めた社内調整を行い、大阪市個別対応版として「Oracle」に対応した「Millemasse/Hop 02-03/A 大阪市個別対応版」等を作成することで、部門ファイリング帳票システムを実現しているため、日立製作所は当該製品を一般には販売しておらず、日立製作所以外の業者からの調達が可能である。

契約に当たっては、株式会社日立製作所 関西支社のみが提供可能である旨の証明書を徴取している。

(参考資料「税務事務システム向け共通ソフトウェアについて」:平成 21 年 11 月 19 日 財

政局確認済み)

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号及び政府調達に関する協定第15条第1項(d)

5 担当部署

財政局税務部管理課（システムグループ）（電話：06-6208-7757）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市電子調達システム機器一式借入

2 契約相手方

NECキャピタルソリューション株式会社

3 随意契約理由

大阪市電子調達システム機器一式の借り入れについては、平成 15 年 5 月 27 日付け請求 901 号により WTO に基づく政府調達協定の適用を受ける調達として契約請求し、平成 15 年 7 月 30 日付けで賃貸借契約を締結し、平成 15 年 12 月 1 日から 5 年間継続して賃貸借契約を締結のうえ賃借している。

さらに、同契約は平成 20 年 11 月 30 日をもって満了となったが、引き続き、平成 23 年 3 月末までの間、同機器を再リースしてきたところである。

平成 23 年度には電子調達システムが機種更新を迎えることから、新システムへ移行を完了する平成 23 年 8 月 31 日までの間、引き続き同機器の借入が必要となるものである。

今回の契約にあたり、他の業者から新たに機器を賃借した場合は、33 台のサーバ、事務室等に配置している 12 台のパソコン及び 2 台のプリンター等の入替作業や、ソフトウェアの再インストール等の環境設定、ネットワーク設定作業などが発生し、そのために電子調達システムの一時運用停止を余儀なくされ、その間の事務に支障を来すことに加えて、これらの機器等の入れ替えやデータ登録作業等のための経費が別途必要となるところであり、次の業者の機器を引き続き賃借することにより、システムを停止することなく効率的かつ経済的なシステムの運用管理が可能となるところである。

よって本契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）に該当するため、次の者と特名随意契約を締結することが適切であると判断するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

契約管財局契約部契約制度担当（電話番号 06-4395-7143）

1

随意契約理由書

1 案件名称

市有地活用支援システム用 大阪市内地図データ一式借入

2 契約の相手方

(財) 大阪市都市工学情報センター

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

市有地活用支援システム(以下、「本システム」という。)は、地図情報を活用して財産台帳をはじめとする公有財産に係る各種台帳の一元化・共有化と、市有地の有効活用のための未利用地情報や施設整備計画情報等の収集、整理及び連携を図ることにより、事務処理の効率化、迅速化を実現している。

地図情報については、大阪市内地図データ(以下、「住宅地図」という。)、大阪市デジタルマップ地形図、大阪市都市計画データ等を利用して各台帳等との連携を図っている。

住宅地図は毎年更新され、縮小、拡大した情報にも耐えることができ、かつ建物等の詳細な最新情報も備えているものが必要であり、本システム開発当初から株式会社ゼンリンの住宅地図を利用している。

地図情報については、市有財産の位置等をレイヤーで書き込み等を行っており、本システムは株式会社ゼンリンの住宅地図を利用することを前提に構築されている。そのため、他社の製品を利用すると、本システムが正常に稼働できなくなるため。

(2) 業者選定理由

従来、株式会社ゼンリンの住宅地図は各局それぞれへの販売しか行っていなかったが、共同利用を目的とする大阪市の要望に基づき、現在は各局がそれぞれの利用状況に応じて地図データの提供を受けられるよう財団法人大阪市都市工学情報センターと株式会社ゼンリンとの間でデータベース再使用契約が締結されている。

したがって、住宅地図データを本システムで利用できるよう賃貸借契約することができるのは、共同利用窓口である財団法人大阪市都市工学情報センターに限られているため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

契約管財局管財部管財担当(電話番号 06-4395-7131)

随意契約理由書

1 案件名称

介護保険システム用サーバ機及び周辺装置一式借入（再リース）

2 契約の相手方

日立キャピタル（株）

3 随意契約理由

平成 17 年 11 月 1 日より日立キャピタル株式会社と契約を締結しました健康福祉局所管の介護保険システム用サーバ機及び周辺装置一式の借入契約が平成 22 年 10 月 31 日をもって終了しました。平成 23 年 4 月現在、平成 24 年 1 月の介護保険システムの機種更新対応作業完了予定と共に機器の一括調達に向け開発中です。新しい機器が導入されるまでの約 1 年間、別途機器を調達すると設定変更作業や介護保険システムとの連携試験作業など余分に費用が発生してしまいます。また、介護保険システムの安定性を確保しつつ計画的に機種更新対応作業を実施する必要がありますので、現行機器を引き続き使用することが適当なため。

4 根拠法令

政府調達に関する協定第 15 条第 1 項 (b)
地方公共団体の物品等又は特定調達手続の特例を定める政令第 10 条第 1 項第 1 号

5 担当部署

健康福祉局高齢者施策部介護保険課保険給付グループ
(電話番号 06 - 6208 - 8956)

随 意 契 約 理 由 書

平成23年3月11日

契約管財局長 様

港湾局長

次のとおり随意契約をお願いします。

1 案件名称

港湾業務情報システム[財務管理システム] (準公営企業財務会計システム) 用機器の共通ソフトウェア一式借入

2 契約の相手方

株式会社 日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

港湾業務情報システム[財務管理システム] (準公営企業財務会計システム) は、港湾における財務会計事務を行うためのシステムであり、一般財務会計システムの更新に伴い、平成18年1月に準公営企業財務会計システムも更新し、現在稼動しているところです。

このシステムにおける運用管理やサーバ・端末機間等における通信制御などのためのソフトウェアは、一般財務会計システムとのデータ連携の必要性から一般財務会計システムと同じ共通ソフトウェアを使用することを前提とした仕様になっており、(株)日立製作所が開発したソフトです。

平成23年4月からの借入の際に共通ソフトウェアが変更になると、機器への再インストール等の環境設定作業が新たに発生し、そのための経費が余計にかかるだけでなく、一般財務会計システムと違うソフトウェアを使用することで、データの連携が行えなくなる場合があり、本市の会計事務に重大な影響を与えます。

以上の理由により、株式会社日立製作所関西支社との特名契約を依頼します。

4 根拠法令

地方自治法施工令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

港湾局総務部経営監理担当 (港営会計)

電話番号 06-6615-7714

随意契約理由書

1 案件名称

準公営企業財務会計システム用システムソフトウェア一式借入

- 2 契約相手方：(所在地) 大阪市北区堂島浜2-2-28 堂島アクシビル
(業者名) 株式会社 日立製作所 関西支社
(連絡先) (06) 4796-3721
(担当) 井上 雄之

3 随意契約理由

準公営企業財務会計システム（下水道総合情報システム[事務処理システム]）は、下水道事業における財務会計事務を行うためのシステムである。また、一般財務会計システム間において、データ連携も日々行っている。当システムにおける運用管理やサーバ・端末機間等における通信制御などのためのソフトウェアは、一般財務会計システムとのデータ連携の必要性から一般財務会計システムと同じ共通ソフトウェア（COBOL 開発環境セット外 19 点：詳細は仕様書のとおり）を使用することを前提とした仕様になっている。

このため、共通ソフトウェアが変更になることは、一般財務会計システムとデータの連携及び運用管理が行えなくなり、本市の会計事務に重大な影響を与える。

以上により上記共通ソフトウェアを製品指定するとともに、本ソフトウェアの開発業者である上記の業者から借入れ、運用する必要がある。

4 根拠法令

地方自治法施工令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 総務部 経理課 （電話番号 06-6615-7535）

随意契約理由書

1 案件名称

平成23年度2500分1精度地図データ借入

2 契約の相手方

株式会社 ゼンリン 大阪支店

3 随意契約理由

本案件は市民からの119番通報を受けて、迅速に災害発生地点を特定するために消防情報システムで使用する地図データを借り入れるものである。

そのための要件として、詳細住所(号、番地)や地下街の詳細情報及び居住者名、店舗名が表記されていなければならない、年に1回以上のデータ更新により最新の地図であることが必要である。

これらの要件を満たすデータベース用地図データは上記業者が製作している「Zmap-TOWN II」しかなく、中間業者を介さず直接販売(賃貸)されているものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部情報システム課(電話番号 06-4393-6572)

随意契約理由書

1 案件名称

平成23年度1万分1精度地図データ外2点借入

2 契約の相手方

株式会社 昭文社

3 随意契約理由

本案件は市民からの119番通報があった際に、災害現場に最も早く到着する消防隊や救急隊を出動させるための基礎となるものであり、消防隊や救急隊が緊急出場する際の走行ルートや消火栓を決定するための地図として利用されているものである。

そのための要件として、主要道路や交差点名称、ガソリンスタンドなどの目標物が記載され、丁目ごとに色分け表示される等視認性に優れたものでなければならず、かつ年に1回以上のデータ更新により最新の地図であることが必要である。

これらの要件をみたすデータベース用地図データは上記業者が製作している「MAPPLE」しかなく、中間業者を介さず、直接販売（賃貸）されているものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部情報システム課（電話番号 06-4393-6572）

随意契約理由書

1 案件名称

航空気象情報支援機器一式借入

2 契約の相手方

株式会社 ウェザーニューズ

3 随意契約理由

本案件については、複雑多様化、広域化する災害に対処する消防ヘリコプターは、24 時間常時航空気象情報を入手する必要がある、迅速な飛行と安全性を強化するため本装置が必要であり、迅速な飛行と安全性を強化するため本装置を使用するものとする。選定要件として、①24 時間常時気象情報サービスが可能なこと②衛星回線による気象情報の配信ができること③航路上気象情報解析ができること④落雷情報が入手できること。以上の要件により、気象業務法第 18 条第 2 項及び第 19 条の 2 による気象業務許可事業所を調査の結果、上記要件を満たすのは、株式会社ウェザーニューズのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部航空隊 (電話番号 072-992-4900)

随意契約理由書

1 案件名称

営業所オンラインシステム用汎用機及びその他周辺機器借入(再リース)

2 契約の相手方

日立キャピタル株式会社

3 随意契約理由

水道局においては、営業所オンラインシステム用汎用機及びその他周辺機器を平成 17 年 10 月からお客さまサービス担当千里分室にて稼働させ、そのための機器等の借入を上記業者と契約を締結してきた。

平成 23 年度においても、機器等の借入を行うものであるが、平成 24 年 5 月に予定されている営業所オンラインシステムの再構築以降、本機器は使用できず、借入の必要がなくなる。それまでの期間において引続き借入をせず、他の機器を借入することになると、システムソフトウェアや業務ソフトウェアのインストールや機器の環境設定及びネットワークへの接続や動作確認テスト等のシステムを再構築するための作業が発生し、そのため経費が必要となる。

したがって、上記業者から機器等を引き続き借入することにより、営業所オンラインシステムの効率的なシステムの管理運営ができるとともに、経済的にも有利となるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第 10 条第 1 項第 2 号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号 06-6871-9340）

随意契約理由書

1 案件名称

券売機借入（再リース）

2 契約の相手方

東京センチュリーリース（株）

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

本契約で借入する機器については、天王寺公園・動物園での入園料徴収に使用するための券売機である。

導入当初より5年以上経過しており再リース契約の取扱いとなり、新規で契約するよりも安価で契約することができるため、今年度においても本券売機を借入するものとする。

(2) 業者選定理由

上記3(1)で選定した機器の所有者が上記2の事業者であるため、契約の相手方とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

ゆとりとみどり振興局 緑化推進部

天王寺動植物公園事務所（電話番号 06-6771-8401 ）

随意契約理由書

1 案件名称

業務系及び庁内情報ネットワーク用電子計算機組織一式借入

2 契約の相手方

株式会社日立製作所

3 随意契約理由

大阪市通信ネットワーク内で稼働している業務系及び庁内情報ネットワーク（基盤間連携ネットワークを含む）用機器の契約は、ソフトウェアの開発業者とハードウェアを同時に選定する内容で調達を実施し、選定にあたっては提案要請方式により、その評価を行った結果、株式会社日立製作所 関西支社と契約を締結し、業務系ネットワーク用機器については平成8年12月から、庁内情報ネットワーク用機器については平成14年2月から、それぞれ借入を開始している。

なお、当該機器については、機器調達における本市の要件として、職制改正等に伴う機器設置拠点の改廃や移転等による機器の追加・撤去・交換等に柔軟に対応することが必須となっており、リースによる契約では、機器の撤去・交換に伴う契約変更の際に違約金が発生する可能性があることから、レンタル契約を選択している。

平成23年度においても、引続き当該ネットワーク用機器の借入れを行うものであるが、万が一、他社から当該機器を借入れることになれば、本庁舎、ATC、区役所等の各庁舎といった主要拠点に設置しているネットワーク用機器を総入れ替えしなければならず、それに伴う機器の環境設定やソフトウェアのインストール、動作確認テスト等といったネットワークの再構築が必要となり、その結果、長期間にわたってネットワークが停止することになる等、本市の各業務に重大な支障をきたすばかりでなく、コストも過分にかかることになる。

また、増設機器についても、同様に他社から機器を借入れることになれば、ネットワークの安定稼働の確保が困難になるとともに、既設機器との接続確認、動作確認テスト等の作業が膨大となるばかりでなく、コストも過分にかかることになる。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条
第1項第2号及び政府調達に関する協定第15条第1項(d)

5 担当部署

総務局行政部 IT 統括課 (06-6543-7123)

随意契約理由書

1 案件名称

ガステーブルコンロ外 1 点買入

2 契約の相手方

所在地 大阪市浪速区難波中 3-1-15

ジョーシンなんばビル

社名 上新電機(株)

3 随意契約理由

本件は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した、東北地方太平洋沖地震の被災者の方々を受け入れるため、当局保有の職員公舎を提供するための物品買入である。

当公舎は通常、日常生活に必要な、ガスコンロ及び照明器具は入居者それぞれが購入設置しているところではあるが、被災者を受け入れるにあたり総務局より設置依頼があった。

被災者の住居確保は緊急性を要し、受け入れるためには、迅速かつ確実に物品買入を行う必要がある。危機管理室が物資供給の協力協定を締結している業者の中に該当業者が無いため、必要数等を考慮した結果、現在、大阪市職員互助会の物資あっせん等を行っている業者であり、即時に対応可能な上記事業者に緊急随意契約方を依頼する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 5 号

5 担当部署

大阪市交通局職員部厚生課

(電話番号 06-6585-6296)

随意契約理由書

1 案件名称

高速電気軌道第2号線新造車両(30000系)誘導無線移動局装置 製造

2 契約の相手方

株式会社 日立国際電気

3 随意契約理由

誘導無線移動局装置とは、地下鉄車両の乗務員と運転指令所間との通話及び乗務員(運転士・車掌)相互の通話を行うために車両側に装備された装置である。

この装置は、地下鉄車両における唯一の指令所との通信装置であり、列車の電源である第3軌条を停電させる機能も具備しており、事故時等の緊急時においても使用され、列車を運行させるうえで必要不可欠なものであり、高度な信頼性が要求される重要な装置である。そのために、地上装置を含めた当局の誘導無線システムについてはもちろんのこと、装置を据え付ける車両の構造・ぎ装等についての知識も要求される。

誘導無線地上(固定局)装置側は日立国際電気製であり、メーカー独自の技術で設計・製作されており、構造及び相互の関連機構並びに設計図・製作時のデータ等は、他社に公開しておらず企業秘密とされている。

以上の理由により、株式会社日立国際電気を特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部車両課

(電話番号06-6585-6603)

随意契約理由書

1 案件名称

炉用部品買入

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング (株)

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

炉用部品はJ F Eエンジニアリング (株) 施工による焼却設備の一構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品は、形状寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品は使用できないため、J F Eエンジニアリング (株) 製の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

炉用部品はJ F Eエンジニアリング (株) のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、J F Eエンジニアリング (株) を特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 平野工場 (電話番号 06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

低速回転式せん断破碎機用油圧ポンプ（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

今回購入する低速回転式せん断破碎機用油圧ポンプは、日立造船(株)施工による舞洲工場破碎設備の可燃設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、他社では構造を知りえず、使用部品の調達も不可能であるため、日立造船(株)製品の選定を行った。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 舞洲工場 (電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

全自動マイクロプレートE I A分析装置 買入

2 契約の相手方

アルフレッサ株式会社 病院大阪中央支店
支店長 鳥居善明

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

食肉衛生検査所では、平成13年10月以降牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき、中央卸売市場南港市場内にと殺・解体されるすべての牛について、厚生労働省指定の検査キットを用いて牛海綿状脳症（以下BSE）スクリーニング検査を実施している。BSEスクリーニング検査には、検査開始以来、全自動マイクロプレートE I A分析装置を使用している。BSEスクリーニング検査キットは、年度ごとの入札により決定するため、現在販売されている厚生労働省指定の検査キット全てに対応可能な全自動マイクロプレートE I A分析装置を購入する必要がある。全自動マイクロプレートE I A分析装置は、協和メデックス株式会社製AP-96及び神田通信工業株式会社製EP-oneが国内販売されているが、全ての検査キットの検査条件を満たしているのは、協和メデックス株式会社製AP-96のみである。従って、今回購入する全自動マイクロプレートE I A分析装置を協和メデックス株式会社製AP-96に指定する。

(2) 業者選定理由

当該装置は協和メデックス株式会社により製造されており、同社によると当該装置の販売にあたっては、アルフレッサ株式会社が唯一の代理店となっている。従って、アルフレッサ株式会社以外からは当該機器を購入することができないことから、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に基づき、上記業者との特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

健康福祉局健康推進部生活衛生課（乳肉衛生・動物管理グループ）
（電話番号 06 - 6208 - 9996）

随意契約理由書

- 1 案件名称
台車装置部品-1 (内シリンダ 外12点)
- 2 契約の相手方
サンコー油機株式会社
- 3 随意契約理由
今回購入する物品は、高速車両用台車装置のオイルダンパー、高さ調整弁、差圧弁の保守取替部品である。
オイルダンパーとは、高速車両の走行中の振動を減衰し、乗客に快適な乗り心地を提供するもので、台車及び走り装置に取付けられており、車両を構成する重要な装置のひとつであり、安全運行上、高度な信頼性が要求される。
高さ調整弁及び差圧弁とは、車体荷重(乗客数)の増減によって生ずる高さの変化を自動的に調整し、常に車体の高さを一定に維持する働きをさせるためのもので、車両を構成する重要な装置のひとつであり、安全運行上、高度な信頼性が要求される。
本品は、当局高速車両用として製作されたカヤバ工業株式会社製オイルダンパー、高さ調整弁、差圧弁の取替部品であり、装置全般に対する知識を基に設計、製作されたものである。また、装置が正常に機能するための性能保障が要求されるものであり同社製以外の代替品を使用することが出来ない。よって上記製品を指定する。
なお、本件物品は、カヤバ工業株式会社製であり、鉄道車両用保守部品等の販売及び営業については、販売部門であり系列会社であるKYBエンジニアリング・アンド・サービス株式会社から指定代理店を通じ行っている。
大阪府下においては、唯一の販売店としてサンコー油機株式会社を指定しているため、サンコー油機株式会社に特名する。
- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部森之宮車両管理事務所
(電話番号06-6967-3195)

以上

随意契約理由書

- 1 案件名称
台車装置部品ー2 (オイルシール 外16点)
- 2 契約の相手方
サンコー油機株式会社
- 3 随意契約理由
今回購入する物品は、高速車両用台車装置のオイルダンパー、高さ調整弁、差圧弁の保守取替部品である。
オイルダンパーとは、高速車両の走行中の振動を減衰し、乗客に快適な乗り心地を提供するもので、台車及び走り装置に取付けられており、車両を構成する重要な装置のひとつであり、安全運行上、高度な信頼性が要求される。
高さ調整弁及び差圧弁とは、車体荷重(乗客数)の増減によって生ずる高さの変化を自動的に調整し、常に車体の高さを一定に維持する働きをさせるためのもので、車両を構成する重要な装置のひとつであり、安全運行上、高度な信頼性が要求される。
本品は、当局高速車両用として製作されたカヤバ工業株式会社製オイルダンパー、高さ調整弁、差圧弁の取替部品であり、装置全般に対する知識を基に設計、製作されたものである。また、装置が正常に機能するための性能保障が要求されるものであり同社製以外の代替品を使用することが出来ない。よって上記製品を指定する。
なお、本件物品は、カヤバ工業株式会社製であり、鉄道車両用保守部品等の販売及び営業については、販売部門であり系列会社であるKYBエンジニアリング・アンド・サービス株式会社から指定代理店を通じ行っている。
大阪府下においては、唯一の販売店としてサンコー油機株式会社を指定しているため、サンコー油機株式会社に特名する。
- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部森之宮車両管理事務所
(電話番号06-6967-3195)

以上

随意契約理由書

- 1 案件名称
高速車両用 軸箱軸受キャップ
- 2 契約の相手方
住友商事株式会社
- 3 随意契約理由
今回購入する物品は、高速車両用台車^{※1}の軸箱軸受のキャップであり、樹脂製から鋼板製へと変更するための保守取替部品である。
本品は車軸軸受端部に取付けられ、車軸端部及び軸受の防水と防塵の役割を担っている。
また、本品は当局高速車両用として製作された住友金属工業株式会社製であり、装置全般に対する知識を基に設計・製作されたものであるため、製作時のデータ等は他社に公開しておらず企業秘密とされている。したがって、台車へ部品を装着する上での互換性はもちろん、装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり、同社製以外の製品は使用することができない。
以上の理由により、上記製品を指定するものである。
なお、本件物品は住友金属工業株式会社製であるため、同社で唯一の代理店である住友商事株式会社と随意契約するものである。

※1 高速車両における装置の中で、車両走行及び減速に係わる機械装置の総称であり、車輪をはじめ主電動機(モータ)の動力を車輪へ伝達する駆動装置のほか、圧縮空気によるブレーキ作用を車輪へ伝える基礎ブレーキ装置、車両の姿勢を安定させ良好な乗り心地を発揮する空気ばね装置等が挙げられ、これらの装置を構成して成立している。
- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部車両課
(電話番号06-6585-6583)

以上

随意契約理由書

1 案件名称

高速電気軌道第2号線新造車両(30000系)台車 製造

2 契約の相手方

住友金属工業 株式会社

3 随意契約理由

台車とは、鉄道輸送の安全性を構築する上での根幹となる重要な要素であり、線路等鉄道施設とも密接な関連を有するものである。台車の設計については、車両としての性能以外に線路等の路線条件も重要であり、台車の性能は車両の安全性や安定性、乗り心地などを左右する決め手となる。

当局では、過去に台車枠に走行による大きな振動が加わったため多くの亀裂が発生し、一般の台車で採用されている鋼鈹溶接構造の横バリから鋳鋼製構造横バリの台車に変更した経緯があり、以降特殊となる鋳鋼製構造横バリの台車しか採用していない。台車枠の亀裂は走行安全性に大きく関わるものであり、また、実走行後すぐにあらわれる現象でもない。

鉄道の安全性を確保していく上で、台車の設計は、多くの蓄積したデータとともに当局における設計経緯を反映していくことが重要となる。現在も引き続き、走行安全性の向上に向けた調査研究をすすめているところである。

現在のところ、当局の路線による走行安全性の基礎となる輪重・横圧測定値や各部位の走行振動測定値を蓄積しているのは住友金属工業株式会社のみであり、且つ、横バリ鋳鋼製の台車を製作できるのも住友金属工業株式会社のみである。

以上の理由により、住友金属工業株式会社を特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部車両課

(電話番号06-6585-6603)

随意契約理由書

1 案件名称

高速電気軌道第2号線新造車両(30000系)連結器 製造

2 契約の相手方

住友金属工業 株式会社

3 随意契約理由

連結器とは、車両同士を確実に連結し、列車を構成するとともに、必要に応じて他の列車と連結する用途に必要な装置である。また、列車を安全に走行、減速及び停止させるために、前後動を緩衝する機能を持ち、十分な強度と信頼性を備えたものでなければならない。

本連結器は、当局高速電気軌道車両用として、設計・製作するものである。同車両は、検車場内作業時に本連結器を用いて、他車両と連結し移動させたり、営業線上で自力走行不可能になった場合には、他列車と連結し移動させる必要性があるため、既存車両の連結器との互換性を要するものである。

現在当局が保有している車両は、住友金属工業株式会社製連結器を装備しており、同社独自の技術により設計・製作され、これらのデータや図面は一般に公開しておらず、同社以外では製作することができない。

以上の理由により、住友金属工業株式会社を特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部車両課

(電話番号06-6585-6603)

随意契約理由書

- 1 案件名称
オイルシールー1 (オイルシール 外1点)
- 2 契約の相手方
栗井鋼商事株式会社
- 3 随意契約理由
今回購入する物品は、高速車両用台車装置軸箱軸受の保守取替部品である。
軸箱軸受は車軸の端を支持し車軸の回転を円滑にする役割を担う重要な部品であり、一旦故障が発生すれば、車輪が回転しなくなるなど、その発生条件や損傷形態によっては重大事故を誘起する恐れがあるため、安全運行上高度な信頼性が要求される。
本品を使用する密封式軸箱軸受は住友金属工業株式会社が設計し、各ベアリングメーカ(株式会社ジェイテクト、日本精工株式会社、株式会社不二越、NTN株式会社)とそれぞれ共同開発をして製作させており、各々で細部の仕様は異なるものの、全て住友金属工業株式会社製として販売されている。一方、同軸受に使用する各部品は、各ベアリングメーカによる独自の製品を使用しており、原則として共通の仕様のものではない。
本品は、上記ベアリングメーカのうち株式会社ジェイテクトが製作した軸箱軸受の取替部品であり、軸箱軸受に装着するうえでも互換性はもちろん、装置が正常に機能するための性能保障が要求されるものであり同社製以外の代用品を使用することが出来ない。よって上記製品を指定する。
なお、本件物品は、株式会社ジェイテクト製であるため、同社で唯一の代理店である栗井鋼商事株式会社に特名する。
- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部森之宮車両管理事務所
(電話番号06-6967-3195)

以 上

随意契約理由書

- 1 案件名称
オイルシール A仕様
- 2 契約の相手方
マルカキカイ株式会社
- 3 随意契約理由
本品は住友金属工業株式会社製の当局高速鉄道車両台車用車軸軸受の取替部品である。
同軸受は台車製造メーカーである住友金属工業株式会社の指定品であり株式会社不二越製である。このため互換性及び性能保証上他社製品を使用する事が出来ない。
本品は同軸受の専用部品であり設計の異なる他社製品を使用する事は出来ない。従って上記製品を指定する。
又、本品及び同軸受は株式会社不二越が独自の技術で設計、製作されており、それらに関するデータ等は他社には公開しておらず企業秘密とされているので同社以外で製作する事は出来ない。
以上の理由により、同社唯一の代理店である上記業者を特名する。
- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部 緑木車両管理事務所
(電話番号06-6681-9261)

以上

随意契約理由書

- 1 案件名称
高速車両（66系） A T Sパターン変更に伴う自動列車制御装置改造

- 2 契約の相手方
株式会社カナデン

3 随意契約理由

自動列車制御装置は、地上装置から送信される速度制限信号を車上装置で受信して、列車の速度を制限速度以下に自動的に制御する装置である。

自動列車制御装置は、列車を安全に運行させる上で必要不可欠なものであり、高度な信頼性が要求される重要な装置である。

J R福知山線の列車脱線事故により、国土交通省より「急曲線に進入する際の速度制限に関する対策について（速度超過防止用 A T S等の緊急整備）」の通達が出された。この通達により、阪急車両では独自の基準を加味した自動列車制御装置の改良を実施するとともに、相互乗り入れを行っている市交車両についても、改造を実施した。

本件は、改造後に新たに追加したパターン（駅誤通過防止用）に対する阪急車両と市交車両の仕様の差を極力合わせるため、既納入の自動列車制御装置を再改造するものである。

本件で改造される装置は、三菱電機株式会社が装置全般に対する知識を元に設計、製作されたものである。従って、改造によって装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり、三菱電機株式会社以外は改造することが出来ない。

以上の理由により、本件については三菱電機株式会社の唯一の代理店である株式会社カナデンを特名する。

※ A T Sパターン：阪急線内における駅誤通過防止並びに車止部過走防止用の
パターン

- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

- 5 担当部署
交通局鉄道事業本部 車両部車両課
(電話番号06-6585-6583)

以 上

随意契約理由書

- 1 案件名称
空気制動装置部品－2（制動筒 パッキンカップ 外47点）
- 2 契約の相手方
株式会社カナデン
- 3 随意契約理由
空気制動装置とは、車両を減速、停止させるためのもので、車両を構成する重要な装置のひとつであり、安全運行上、高度な信頼性が要求される。
本品は当局高速車両用として製作された三菱電機製空気制動装置の取替部品であり、装置全般に対する知識を基に設計、製作されたものである。また、装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり同社製以外の代替品を使用することが出来ない。
以上の理由により、上記製品を指定する。
なお、本件物品は、三菱電機株式会社製であるため、同社で唯一の代理店である株式会社カナデンに特名する。
- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部森之宮車両管理事務所
(電話番号06-6967-3195)

以 上

随意契約理由書

1 案件名称

空気制動装置部品-1 (EP弁 27ベロフラム 外5点)

2 契約の相手方

株式会社カナデン

3 随意契約理由

空気制動装置とは、車両を減速、停止させるためのもので、車両を構成する重要な装置のひとつであり、安全運行上、高度な信頼性が要求される。

本品は当局高速車両用として製作された三菱電機製空気制動装置の取替部品であり、装置全般に対する知識を基に設計、製作されたものである。また、装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり同社製以外の代替品を使用することが出来ない。

以上の理由により、上記製品を指定する。

なお、本件物品は、三菱電機株式会社製であるため、同社で唯一の代理店である株式会社カナデンに特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部森之宮車両管理事務所

(電話番号06-6967-3195)

以 上

随意契約理由書

1 案件名称

高速電気軌道第2号線新造車両(30000系)集電装置 製造

2 契約の相手方

株式会社 東芝

3 随意契約理由

集電装置(堺筋線・長堀鶴見緑地線・今里筋線を除く)とは、第三軌条と呼ばれる電車線(DC750V)から列車運行に必要な電力を取り込む装置である。また、電力の取り込みにおいて過剰な電流が流れた場合に、安全を確保するための遮断機能を有する。

本装置は、列車運行に必要な電力を取り込む装置であることから必要不可欠な装置であり、安全運行上、高度な信頼性が要求される。また、車両の構造・ギ装等についての知識も要求され、現在第三軌条方式の集電装置を製作しているのは国内において株式会社東芝のみである。

以上の理由により、株式会社東芝を特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部車両課

(電話番号06-6585-6603)

随意契約理由書

1 案件名称

カーボンブラシ類-1 (接地ブラシ外4点)

2 契約の相手方

東海カーボン株式会社

3 随意契約理由

今回購入する物品は、高速車両用カーボンブラシの取替部品である。

接地ブラシは、車両に必要な電気を架線より供給され、最終的に車軸からレールに流れて変電所に帰るシステムにおいて、車軸の軸受部を保護するために、軸受部を避けて電流を車軸に流すための重要な部品であり、安全運行上、高度な信頼性が要求される。本品は、車両に複数使用しており、個々のブラシに流れる電流にばらつきが生じると、ブラシと接する集電環^{※注}が荒れる原因となり、正常な状態が維持できなくなるため、性能保証上、設計が異なる数社の製品を混用することはできない。

M. Mカーボンブラシは、車輪を駆動するモータに使用されており、整流子と呼ばれるモータ内部の電極に電気を供給する役割を担う重要な部品であり、安全運行上、高度な信頼性が要求される。本品は、直接整流子面に接する箇所にもータ1台あたり8個使用しており、整流子面に異なる材質の圧力が加わると、整流子面が荒れる原因となるため、性能保証上、設計が異なる製品を使用することができない。

C. Mカーボンブラシは、車両の空気ブレーキおよび戸閉装置等の動力源となる圧縮空気を作り出す電動空気圧縮機に使用されており、整流子と呼ばれるモータ内部の電極に電気を供給する役割を担う重要な部品であり、安全運行上、高度な信頼性が要求される。本品は、直接整流子面に接する箇所に使用しており、整流子面に異なる材質の圧力が加わると、整流子面が荒れる原因となるため、性能保証上、設計が異なる製品を使用することができない。

以上の理由により、上記製品を指定する。

なお、本件物品は東海カーボン株式会社製であるため、直接販売店である同社を特名する。

※注 集電環 接地ブラシから車軸へ電流を流す部品

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部森之宮車両管理事務所
(電話番号06-6967-3195)

以上

随意契約理由書

1. 案件名称

オートクレープ槽 外17点 買入

2. 契約の相手方

株式会社ジェイ・サイエンス関西

3. 随意契約理由

(1) 製品選定理由

今回購入する物品は、本市の各下水処理場において、水質汚濁防止法14条に定められた排出水の汚染状態を常時測定するために設置している窒素・りん水質自動測定装置用の消耗部品である。

当該装置は、株式会社アナテックヤナコが設計・製作したもので、その消耗部品は、形状、寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品は使用できない。

よって本案件のとおり製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

株式会社ジェイ・サイエンス関西は、株式会社アナテックヤナコの製品を販売できる唯一の代理店であるため、他社では取り扱いができないので、株式会社ジェイ・サイエンス関西を業者選定するものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署

建設局下水道河川部水環境課(水質管理担当)

電話番号：06-6615-7524

随意契約理由書

- 1 案件名称
戸閉装置部品-2 (DP45DS DE 緩衝ゴム 外7点)
- 2 契約の相手方
ナプテスコ株式会社
- 3 随意契約理由
戸閉装置は車両側出入り口の両引き戸を自動開閉する目的に製作されたもので、車両を構成する重要な装置のひとつであり、安全運行上、高度な信頼性が要求される。
本品は当局高速車両用として製作されたナプテスコ株式会社製戸閉装置の取替部品であり、装置全般に対する知識を基に設計、製作されたものである。また、装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり同社製以外の代替品を使用することが出来ない。よって上記製品を指定する。
なお、本件物品は、ナプテスコ株式会社製であり、直接販売店である同社を特名する。
- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部森之宮車両管理事務所
(電話番号06-6967-3195)

以 上

随意契約理由書

- 1 案件名称
戸閉装置部品-3 (DPV-40BU-H1 DE ベルト 外14点)
- 2 契約の相手方
ナブテスコ株式会社
- 3 随意契約理由
戸閉装置は車両側出入り口の両引き戸を自動開閉する目的に製作されたもので、車両を構成する重要な装置のひとつであり、安全運行上、高度な信頼性が要求される。
本品は当局高速車両用として製作されたナブテスコ株式会社製戸閉装置の取替部品であり、装置全般に対する知識を基に設計、製作されたものである。また、装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり同社製以外の代替品を使用することが出来ない。よって上記製品を指定する。
なお、本件物品は、ナブテスコ株式会社製であり、直接販売店である同社を特名する。
- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部森之宮車両管理事務所
(電話番号06-6967-3195)

以 上

41

随意契約理由書

1 案件名称

可動枠外9点（森之宮工場）買入

2 契約の相手方

（株）タクマ

3 随意契約理由

（1）機種選定理由

今回買入予定の可動枠外9点は（株）タクマ施工による焼却設備の一構成部品であり、それらについても（株）タクマが独自に設計・製作しており、形状・寸法も独自のものである。よって、他社においては製作不可能であるため、（株）タクマの製品を指定するものである。

（2）業者選定理由

本部品は（株）タクマのみが直接販売を行っており、他社では取扱いが出来ないため（株）タクマに特名する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 森之宮工場（電話番号06-6967-3131）

随意契約理由書

1 案件名称

電力使用料金表示システム買入

2 契約の相手方

中國計器工業(株)

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

「見える化機器」を活用した省エネ行動の促進事業に使用する電力使用料金表示システムを購入するにあたり、(財)省エネルギーセンターに認定登録されている家庭用のシステム全5機種を比較した結果、事業実施に必要な機能を有する製品は中國計器工業(株)のCK-5のみである。

(2) 業者選定理由

当該製品は製造元である中國計器工業(株)でしか販売されていないため、同業者と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 環境施策部 環境計画課 (電話番号 06-6630-3262)

随意契約理由書

1 案件名称

70T フィルタコンデンサ

2 契約の相手方

株式会社 カナデン

3 随意契約理由

フィルタコンデンサとは、車両を駆動する電動モータの動作を制御する制御装置において、車両の動力源の電源電圧を安定化させる重要な部品であり、安全運行上、高度な信頼性が要求される。

本品は当局70系車両用として製作された三菱電機株式会社製制御装置の取替部品であり、装置全般に対する知識を元に設計、製作されたものである。また、装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり同社製以外の代替品を使用することが出来ない。

以上の理由により上記製品を指定するものである。

なお、本件物品は、三菱電機株式会社製であるため、同社で唯一の代理店である株式会社カナデンに特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部森之宮車両管理事務所
(電話番号06-6967-3195)

以 上

随意契約理由書

1 案件名称

放送装置部品（放送増幅器外7点）

2 契約の相手方

八幡電気産業株式会社

3 随意契約理由

今回購入する物品は、高速車両用の放送装置部品である。

放送装置は車内もしくは車外への一斉放送や、乗務員室内と客室内との相互通話を行うものであり、通常運行時はもとより、非常時には客室内との連絡手段として用いられるもので、高い安全性・信頼性が要求される。

本品は、八幡電気産業株式会社製であり、装置全般に対する知識を基に当局高速車両用として設計・製作されたものである。したがって、本装置への取付の互換性はもちろん、装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり、同社製以外の製品を使用することができない。

以上の理由により、八幡電気産業株式会社を特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部車両課

（電話番号06-6585-6583）

以上

随意契約理由書

1 案件名称

3/4締切コック取付ガスケット 外33点 買入

2 契約の相手方

株式会社カナデン

3 随意契約理由

本品は三菱電機株式会社製の、当局高速車両用空気制動装置の取替部品であり、装置全般に対する知識を基に設計・製作されたものである。また装置が正常に機能するための性能保証が要求され、かつ本装置への取付の互換性を必要とするので、同社製以外の代替品を使用することができない。

さらに本品は、同社独自の技術で設計・製作されており、それらに関するデータ等は一般に公開しておらず企業秘密とされているため、同社以外で製作することはできない。

以上の理由により、三菱電機株式会社の唯一の代理店である株式会社カナデンを特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部緑木車両管理事務所

(電話番号06-6681-9261)

以 上

随意契約理由書

1 案件名称

ラインデリア外1点

2 契約の相手方

株式会社カナデン

3 随意契約理由

ラインデリア及びラインフローファンとは、天井に埋め込まれた送風機で、冷房機から吐出された冷気を、このラインデリアなどの吐出口の揺動運動によって、車内全体の空気調和を行う。また、風速による冷感効果を作る装置であり、車内での快適環境を乗客に提供するうえで必要不可欠なものであり、常に最適に稼働させる必要がある。

このラインデリア及びラインフローファンは三菱電機株式会社製で、メーカー独自の技術で設計及び製作されており、取り付ける上でも互換性はもちろん、装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり、同社製以外の代替品を使用することが出来ない。

よって上記製品を指定する。

本件物件は、三菱電機株式会社製であり、選定した製品は同社以外で購入することができない。従って、同社で唯一の代理店である株式会社カナデンと随意契約するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部車両課

(電話番号06-6585-6583)

随意契約理由書

1 案件名称

EP弁 27ベロフラム 外6点 買入

2 契約の相手方

株式会社カナデン

3 随意契約理由

本品は三菱電機株式会社製の、当局高速車両用空気制動装置の取替部品であり、装置全般に対する知識を基に設計・製作されたものである。また装置が正常に機能するための性能保証が要求され、かつ本装置への取付の互換性を必要とするので、同社製以外の代替品を使用することができない。

さらに本品は、同社独自の技術で設計・製作されており、それらに関するデータ等は一般に公開しておらず企業秘密とされているため、同社以外で製作することはできない。

以上の理由により、三菱電機株式会社の唯一の代理店である株式会社カナデンを特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部緑木車両管理事務所

(電話番号06-6681-9261)

以 上

随意契約理由書

1 案件名称

ゲートアップエット用コンデンサ（制御装置用部品）

2 契約の相手方

株式会社 カナデン

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

制御装置とは、車両を駆動する電動機の動作を制御し、車両を加速・減速させる装置で、車両を構成する上で重要な装置のひとつであり、安全走行上、高度な信頼性が要求される。

本品は当局高速鉄道車両用として製作された三菱電機株式会社製制御装置の取替部品であり、装置全般に対する知識を基に設計、選定、製作されたものである。また、装置製作時のデータ等は他社に公開しておらず企業秘密とされている。従って、部品を取り付ける上でも互換性はもちろん、装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり同社以外が選定した製品を使用することが出来ない。

以上の理由により上記製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

本製品は三菱電機株式会社製制御装置の取替部品であり、同社が選定した製品は同社以外で購入することができない。従って、同社で唯一の代理店である株式会社カナデンと随意契約するものである。

4 根拠法令

本件は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部車両課

（電話番号06-6585-6583）

以 上

随意契約理由書

1 案件名称

はしご車分解整備

2 契約の相手方

株式会社 モリタテクノス

3 随意契約理由

はしご車及び空中放水車は、高所での消防活動を目的として道路運送車両法及び消防関係法令に基づき設計製作され、人命保護上高度な安全性を要求されるものである。

当該はしご車及び空中放水車は株式会社モリタ製であり、ぎ装全般について独自の技術で設計製作されており、また構造及び相互の関連機器並びに各種装置等には特許部分が多くあり、点検整備には高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

株式会社モリタテクノスは製作会社からはしご車及び空中放水車特殊装置点検整備業務を移管された唯一の会社であり、当該業務は株式会社モリタテクノス以外では履行不可能である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6191）

随意契約理由書

1 案件名称

ガータ 外11点

2 契約の相手方

日東絶縁株式会社

3 随意契約理由

本品は、当局地下鉄車両用の制御装置・集電装置・低圧電源装置用として製作された日東絶縁株式会社製の取替部品であり、装置全般に対する知識を基に設計、製作されたものである。装置が正常に機能するための性能保証が要求され、かつ本装置への取付の互換性を要するので、同社製以外の代替品を使用することができない。また、本品は同社独自の技術で設計、製作されており、それらに関するデータ等は他社には公開しておらず企業秘密とされているので同社以外で製作することはできない。

以上の理由により、直接の販売店である上記業者を特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当する。

5 担当部署

交通局鉄道事業本部 車両部緑木車両管理事務所

(電話番号06-6681-9261)

以上

随意契約理由書

1 案件名称

Ｏリング P3 外82点 買入

2 契約の相手方

株式会社三盛商会

3 随意契約理由

Ｏリングとはゴムの断面形状がＯ形（円形）のもので、一般に溝に装着し適度に圧縮させ、油・空気など多種多様な流体のシール材として使用されており、当局高速車両用の空気制動装置の保守部品としても使用されている。

空気制動装置については、三菱電機株式会社が装置全般に対する知識を元に設計・製作したものであり、製作に関する技術的データ等は一般に公開しておらず企業秘密とされている。

この装置の性能及び安全性・信頼性を確保できるＯリングはサブラチック^注という材質で製作されたもののみであり、三菱電機株式会社が指定する材質である。

このサブラチックを製造できるのは株式会社阪上製作所のみであり同社製以外の代替品は使用出来ない。よって上記製品を指定する。

なお、本件物品は、株式会社阪上製作所製であり、唯一の販売代理店である株式会社三盛商会を特名する。

注：株式会社阪上製作所の登録商標であり、同社独自の技術で特殊配合された合成ゴム。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部緑木車両管理事務所
(電話番号06-6681-9261)

以 上

随意契約理由書

1. 案件名称

光源 外 20 点 買入

2. 契約の相手方

株式会社マコト電気

3. 随意契約理由

(1) 製品選定理由

今回購入する物品は、本市の各下水処理場において、水質汚濁防止法 14 条に定められた排水の汚染状態を常時測定するために設置している UV-COD 水質自動測定装置用の消耗部品である。

当該装置は、株式会社堀場製作所が設計・製作したもので、その消耗部品は、形状、寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品は使用できない。

よって本案件のとおり製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

株式会社マコト電気は、当該 UV-COD 水質自動測定装置の部品納入業務を移管されている唯一の代理店であり、他社では取り扱いができないので、株式会社マコト電気を業者選定するものである。

(代理店証明書原本は担当部署にあり:証明期間 平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日)

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

建設局下水道河川部水環境課(水質管理担当)

電話番号: 06-6615-7524

随意契約理由書

1 案件名称
接地ブラシ 外3点買入

2 契約の相手方
東海カーボン株式会社

3 随意契約理由

カーボンブラシは、当局地下鉄車両及びニュートラム車両の接地装置・主電動機・電動空気圧縮機用電動機に電流を流すために使用される重要部品であり、安全運行上高度な信頼性が要求される。本品は、前記各装置用に製作された東海カーボン株式会社製の取替部品であり、装置全般に対する知識を基に設計、製作されたものである。カーボンブラシは、各装置1台あたりに複数使用しており、装置内で設計の異なる他社製品を混用すると個々のブラシに流れる電流にばらつきが生じ接触面が荒損する原因となる。また、硬度、摩擦力等に違いがあると偏摩耗を起こす原因ともなるため性能保証上、設計の異なる他社製品を使用することができない。そのため使用するカーボンブラシについては他社製品を混用せず、同一社製のものを使用しなければならない。そのため当局の使用条件に合致するカーボンブラシは東海カーボン製のみである。

また、本品は同社独自の技術で設計、製作されており、それらに関するデータ等は他社には公開しておらず企業秘密とされているので同社以外で製作することはできない。

以上の理由により直接の販売店である上記業者を特名する。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
交通局鉄道事業本部 車両部緑木車両管理事務所
(電話番号06-6681-9261)

以上

随意契約理由書

- 1 案件名称
合成制輪子 (8) 買入
- 2 契約の相手方
上田ブレーキ株式会社
- 3 随意契約理由
合成制輪子とは、高速車両の走行中における車輪回転速度を減速させるためのもので、運転士のブレーキ操作で車輪踏面に合成制輪子を押し付け、その摩擦力で回転速度を抑制する。
本件物品は、発煙の防止に重要な要素である「火花」の発生を抑制する形状で製作されたものである。
上記について、十分評価が出来ている同社製合成制輪子 (8) を指定する。
なお本件物品は、上田ブレーキ株式会社が独自に設計・製作したものであるため、同社を特名する。
- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号
- 5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部森之宮車両管理事務所
(電話番号 06-6967-3195)

以 上

随意契約理由書

- 1 案件名称
7号線 誘導無線移動局装置製造
- 2 契約の相手方
株式会社 日立国際電気
- 3 随意契約理由
誘導無線移動局装置とは、地下鉄車両の乗務員と運転指令所間との通話及び乗務員（運転士・車掌）相互間の通話を行うために車両側に装備された装置である。
また、この装置は、事故時等の緊急時においても使用され、列車を運行させるうえで必要不可欠なものであり、高度な信頼性が要求される重要な装置である。
この誘導無線移動局装置は日立国際電気製であり、両先頭車の誘導無線移動局装置間、誘導無線移動局装置と既存機器（受信アンテナ等）との配線、取付等について製作メーカー独自の技術で設計・製作されており、構造及び相互の関連機構並びに設計図・製作時のデータ等については、他社には公開しておらず企業秘密とされている。
よって、上記理由により株式会社 日立国際電気を特名するものである。
- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部車両課
(電話番号06-6585-6583)

以 上

随意契約理由書

- 1 案件名称
誘導無線移動局装置製造
- 2 契約の相手方
株式会社 日立国際電気
- 3 随意契約理由
誘導無線移動局装置とは、地下鉄車両の乗務員と運転指令所間との通話及び乗務員（運転士・車掌）相互間の通話を行うために車両側に装備された装置である。
また、この装置は、列車の電源である第3軌条を停電させる機能も具備しており、事故時等の緊急時においても使用され、列車を運行させるうえで必要不可欠なものであり、高度な信頼性が要求される重要な装置である。
この誘導無線移動局装置は日立国際電気製であり、両先頭車の誘導無線移動局装置間、誘導無線移動局装置と既存機器（受信アンテナ等）との配線、取付等について製作メーカー独自の技術で設計・製作されており、構造及び相互の関連機構並びに設計図・製作時のデータ等については、他社には公開しておらず企業秘密とされている。
よって、上記理由により株式会社 日立国際電気を特名するものである。
- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部車両課
(電話番号 06-6585-6583)

以 上

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

混練機用パドル外2点（住之江工場）買入

2 契約の相手方

（株）タクマ

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回買入予定の混練機用パドル外2点は、（株）タクマ施工による混練機の部品であり、混練機は（株）タクマ独自の技術により設計・製作されたものである。従って本部品の詳細寸法及び関連機構との関係は、当該会社のみが知っており、他社においては製作が不可能であるため（株）タクマ製の製品を指定するものである。

（2）業者選定理由

本部品は、（株）タクマのみが直接販売を行っており、他社では取扱ができない。よって、（株）タクマに特名とするものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局住之江工場

（電話番号 06-6681-0035）

随意契約理由書

1. 案件名称

高速電気軌道第5号線PTC装置修繕

2. 契約の相手方

大同信号株式会社

3. 随意契約理由

本件は、高速電気軌道第5号線において使用されているPTC装置の修繕を行うものである。PTC装置は、「路線全体の列車を追跡し、進路設定並びに運行状況を計算機によって自動的に監視、制御を行う」ための設備であり、安全輸送をつかさどる運転保安設備のため、特殊な設計・製作技術が要求される。

高速電気軌道5号線用PTC装置は大同信号株式会社製で、製作者独自の技術で設計・製作されたものであり、その内容は企業秘密のため公開していないことから、5号線用PTC装置製作者である大同信号株式会社以外では修繕を行うことが出来ない。

よって上記理由により大同信号株式会社を特名するものである。

4. 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5. 担当部署

交通局電気部電気管理事務所（計画）

（電話番号06-6965-1884）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

柴島浄水場外2か所 水質計器修繕（その1）

2 契約の相手方

セントラル科学（株）

3 随意契約理由

本修繕は、各浄水場水質計器室等に設置している全有機炭素計の修繕を実施し、機能維持を図るものです。

当該水質計器は、上記業者が独自に設計、製作したものであり、修繕を実施するには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とし、本修繕を適切に施工することができるのはセントラル科学（株）のみです。

よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局 工務部 施設保全センター 本所（電話番号 06-6815-2403）